

声 明 文

福島県立大野病院の産婦人科医師の逮捕事件に抗議

先ずは、今回ご逝去された患者様とご家族並びに親族の皆様に対して深甚なる哀悼の意を捧げたいと思います。

去る 2004 年 12 月 17 日に福島県立大野病院産婦人科で帝王切開手術を受けた患者が、不幸にも予知することが窮めて困難な癒着胎盤による出血多量で死亡し、担当医師が業務上過失致死と医師法 21 条（異状死の届出義務）違反で 2006 年 2 月 18 日に逮捕され、起訴されました。それも 1 年以上経過した後に「証拠隠滅のおそれ」や「逃亡のおそれ」等を理由としての拘留は、多くの医療関係者に波紋が広がり、なぜ今逮捕なのかと疑問を投げかけております。

この事件は、国が医師法の 21 条の「異状死」の定義、判断を明確に示さず、解釈を現場の医師に委ねたことに、大きな要因があります。医師が扱わなければならない疾患の中には、最善の治療と思って施した手術でも、時に予見できない合併症等があります。

今、全国的に医師不足が社会問題になっており、とりわけ産婦人科や小児救急の担い手不足が深刻であります。産婦人科医療の特殊性に何ら配慮することなく、結果だけで医師個人に責任転嫁した福島地検および福島県警の過剰行使に強く憤りを感じるとともに抗議いたします。

我々は、今回の不当逮捕に対し強く抗議するとともに、さらに速やかに医師法 21 条の改正もしくは明確な解釈を示していただき、今後、二度とこのような事件が起こることのないよう医療の改善に向けて全面的な支援を表明いたします。

平成 18 年 3 月 23 日

栃木県医師会長
宝 住 与 一